

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
「仮称」近江八幡駅前南部店舗
近江八幡市鷹飼町字一本木 223 番 3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、
代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
代表取締役 上原 治也
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐輪場の位置
ユーストア棟前 48 台
 - (2) 変更後
駐輪場の位置
ユーストア棟前 38 台、東 10 台
- 4 変更年月日
平成 20 年 4 月 20 日
- 5 変更の理由
消費者の利便性向上のため
- 6 届出年月日
平成 20 年 3 月 27 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 東近江市八日市緑町 7-23
近江八幡市都市産業部商工観光労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間
平成 20 年 4 月 9 日から平成 20 年 8 月 11 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限
平成 20 年 8 月 11 日
 - (2) 提出先
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1